町が発注する工事における建設業法施行令第２７条第２項

の適用に関する取扱いについて

平成２８年５月３１日

総務課　管理契約係

第１　町が発注する工事（以下「町工事」という。）における建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号。以下「令」という。）第２７条第２項の適用については、以下のとおり取り扱うものとする。

**１　専任の主任技術者の兼務を認める町工事の範囲**

（１）請負対応額が３,５００万円（建築一式工事の場合は７,０００万円）以上８,０００万円未満、かつ、下請総額が４,０００万円（建築一式工事の場合は６,０００万円）未満と見込まれる町工事について、次表の区分に従い令第２７条第２項のよる専任の主任技術者の兼務を認めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 専任の主任技術者の兼務を認める工事 | 　下欄①から③に該当しない専任の主任技術者を配置又は配置予定の工事 |
| 専任の主任技術者の兼務を認めない工事 | ①　低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事（低入札受注工事）②　八峰町建設工事に係る共同企業体取扱要項（平成１８年３月２７日告示第４５号）に基づく共同企業体が施工する工事（ＪＶ施工工事）③　上記①又は②以外で、工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事 |

（２）　請負対応額が８,０００万円以上、又は下請負総額が４,０００万円（建築一式工事の場合は６,０００万円）以上と見込まれる工事については、監理技術者の専任配置を求めていることから、実際の下請総額にかかわらず、令第２７条第２項による技術者の兼務はみとめないものとする。

**２　町工事に配置される専任の主任技術者の兼務を認める他工事の要件**

（１）町工事に配置又は配置予定の専任の主任技術者が兼務することを認める他の工事（以下「他工事」という。）は、次の①から③の全ての要件に該当する工事とする。

①　町が発注する工事及び国、県並びに他市町村が発注する公共工事

②　配置予定技術者の資格者要件が町工事と同一である工事（下表参照）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 町　工　事 | 他　工　事 | 兼務の可否 |
| 配置技術者の資格者要件 | 例１ | 一級土木施工管理技士 | 一級土木施工管理技士 | ○ |
| 例２ | 一級土木施工管理技士 | 一級建築施工管理技士 | 　× ※ |

【参考】※　例２の場合において、同一人が一級土木施工管理技士及び一級建築施工管理技士の両方の資格を保有する場合でも、兼務は認めないものとする。 |

③　他の工事が主任技術者の専任が必要とされる工事である場合は、当該他工事の発注者が町工事との兼務を認めている工事

**３　令第２７条第２項の適用に係る判断基準等**

（１）同一の主任技術者が兼務できる工事数

　　　　同一の主任技術者が兼務できる町工事と他工事は合わせて２件とする。

（２）「工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度」について

　　　　令第２７条第２項の適用要件とされる「工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度」とは、自動車で通行可能な経路による工事現場相互の距離が１０ｋｍ程度とし、受注者又は入札参加者から提出される兼務に係る申請等に添付される経路図により適否を判断するものとする。

（３）「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」等について

　　　　上記（２）と同様に適用要件とされる「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」及び「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例は次の①及び②のとおりとし、受注者又は入札参加者から提出される兼務に係る申請等の記載内容が著しく不合理でない場合は、原則としてこれらの要件に該当するものと判断する。

①　・工事現場相互の間隔が１０ｋｍ程度にある同種の土木工作物を対象とする工事（町道工事と国県道工事等）

　　　・工事現場が隣接する土木工事（道路（橋梁）工事と河川改修工事等）

　　　・同一敷地内にある建物の建築工事又は設備工事

②「施工にあたり相互の調整を要する工事」の例

　　　・工程調整や安全確保のための調整を要する工事等

　　　（相互に土量分配計画の調整を要する工事、工事道路の共有、資材の一括調達、同一の下請業者による施工により相互に工程調整を要する工事等）

第２　町発注工事と配置又は配置予定の専任の主任技術者を他の工事と兼務しようとする場合の手続きについては、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

１　施行中の町工事

（１）施工中の町工事に配置されている専任の主任技術者を他工事へ兼務させようとする受注者は、事前に様式１により専任の主任技術者の兼務に係る承認申請を工事担当課（以下「担当課」という。）提出するものとする。

（２）申請を受けた担当課は、第１に記載する基準等に従い、専任の主任技術者の兼務を承認するか否かを判断し、その結果を工事記録簿に記載するとともに、当該記録の写しを受注者に交付するものとする。

（３）上記（２）により選任の主任技術者の他工事との兼務を承認された受注者は、他工事への兼務が決定した時は、速やかに報告するものとする。

２　入札参加予定の町工事

（１）他工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札の対象となる町工事（以下「入札対象工事」という。）に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、「令第２７条第２項により専任の主任技術者の兼務を認める町工事」であるか否かを担当課に照会するものとする。

（２）上記（１）の照会のあった場合、当該担当課は、令第２７条第２項により専任の主任技術者の兼務を認める町工事であるか否かについて回答するものとする。なお、兼務を認める工事であると回答した町工事においても、入札の結果、低入札価格調査を経て契約する場合は兼務を認めないものとする。

（３）他工事に配置している主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、別添記載例を参考に、入札参加資格確認申請添付書類様式第３号「配置予定技術者の資格・工事経歴等」（以下「様式第３号」という。）中「２配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に「建設業法施行令第２７条第２項により兼務（詳細は別紙）」と記入し、様式２により作成した理由書を添付して提出するものとする。

（４）上記（２）において、他工事に配置している主任技術者が専任の主任技術者の場合、入札参加者は、町工事に配置予定の専任の主任技術者とすることを事前に当該他工事の発注者から承認を得るものとする。

（５）同時期に入札中の他工事（町が発注したものに限る。）に配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、様式第３号中「１配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等の当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の町発注工事がある場合の当該工事の名称、開札予定日」欄に必要事項を記載のうえ、同「２配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に上記（３）と同様に記載するものとする。この場合、「現在従事している建設工事の有無」欄には「無（入札中）」と記入するものとする。

（６）落札候補者が上記（３）又は（５）により様式第３号に町工事に配置予定の専任の主任技術者を他工事との兼務する旨の記載があった場合は、第１の判断基準に従い、専任の主任技術者の兼務を認め得るか否かを判断するものとする。また、上記（４）に該当する場合、担当課は当該落札候補者が他工事に専任で配置される技術者を町工事に兼務させることの承認を得ていることを当該他工事の発注者に確認のうえ落札決定を行うものとする。

（７）他工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者とした落札者は、当該技術者を入札対象工事に配置する場合、上記１に準じて担当課に承認申請を行うものとする。

第３　その他

　　この取扱いで定めるもののほか、主任技術者の専任配置等に関する事項（主任技術者から監理技術者への変更等）については、「監理技術者等の工事現場における専任配置等について（平成２８年５月３１日　総務課　管理契約係）によるものとする。

附　則　　　平成２８年６月１日以降に入札の公告等を行う工事の契約から適用する。